

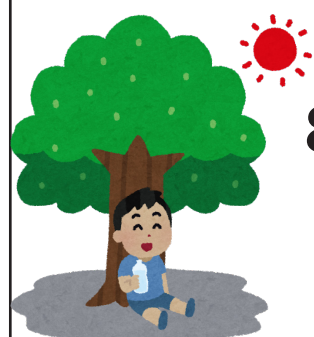
申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News

大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 休み:第2第4土と日祝
営業時間:9～17時 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>

2019年
(令和元年)

8月19日
第1021号



夏期休暇のおしらせ

8月10日(土)～8月16日(金)まで
大宮民商 事務所はお休みです。

8月17日(土) から稼働します。

夏期休暇体制につき、
8月12日号は休刊です。
今号は8月19日号となります。
次号8月26日号は、
8月22～26日頃の配送
予定です。

「複雑すぎてワカラン……！」 青年部 消費税学習会で複数税率・インボイス学ぶ

8月4日の日曜日、さいたま市浦和区の埼玉会館で埼商連青年部協議会主催の「消費税学習会」が行なわれました。県内の各民商と県連から青年部員と事務局員、県連役員などが参加しました。

青年部担当の事務局員が講師となって消費税のしくみ、2019年10月以降に予定されている10%への増税とそれとともなう複数税率、インボイス制度などを解説しましたが、参加者から「よく分からん」という声。学習会の後半は青年部員も加わり寸劇形式にし、県連副会長の花井さんのツッコミ解説などもあり、盛り上がる場面もありました。



参加者同士の顔が見えるように席を斜めに配置して学習

経理的に、軽減税率は飲食店や食料品販売業でなければほぼ関係してきません。しかし建設業等でも「接待交際費で飲食費や食料品の経費は発生するので、その際どう処理すればよいのか不安」という意見が出ました。

インボイス（適格請求書等保存方式）制度により、年間売上が1,000万円以下で消費税を納める必要がなかった事業者も、自ら消費税課税事業者を選択して消費税を納めるようにならないと、元請や親会社、売上げ先から取り引きをしてもらえなくなります。複雑な請求書の作成も発生し、中小業者にとっては商売の存続に関わる厳しい制度です。この制度は2023年10月から本格的に始まる予定なので、それまでに「インボイス



講師を務めた赤尾事務局員

制度反対！」の声を上げ運動を展開し、制度実施をなんとか阻止しなければいけません。

参加者に「消費税について真剣に学ぶ必要がある」と認識させた学習会となりました。

《予 定 表》

8/9(金)無料法律相談 13:00～(要予約)
8/10(土)～8/16(金)大宮民商 夏季休暇
8/20(火)婦人部会 13:00～
8/21(水)三役会 18:30～
8/25(日)埼玉県知事選挙 投票日
9/7(土)共済会 屋形船 17:00～(浜松町)

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願い致します。☆相談・来所時には事前に電話連絡ください。

《選挙》8月25日は埼玉県知事選挙の投開票日。16年続いた上田清司県政が終わり、次の県知事を決める大事な選挙です。